

15. 農林水産業の振興対策について

九州部会提出
説明担当 阿久根市

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、労働力の高齢化、構造改革の立遅れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地や森林及び漁場の荒廃等が進行している。農林水産業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等に向けた取り組みが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. 過疎地域及び中山間地域等における耕作放棄地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。
2. 農林水産業の新規就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の育成・確保に必要な支援措置の拡充を図ること。
3. 農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、新たな市場・付加価値を創出する農山漁村の6次産業化を促進するための支援措置の拡充を図ること。
4. 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
5. 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫及び鳥インフルエンザなどの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。
6. 野生鳥獣による生活環境、農林業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率・効果的な対策を講じること。
7. 国土の保全、水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進、その他林業振興のための施策を推進すること。
8. 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。
9. 農林水産業の経営安定と諸施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策をより一層強化すること。